

官刻  
孝義錄

卷卅八

肥後上

口 9

1596

48



門口 9  
1596  
卷 48



孝義録卷之四十八

肥後國上

奇特者

此代官支配所  
天草郡佐領村大崎

孝行者

戸田因幡守佐領所  
天草郡佐領村

奇特者

同佐領所  
天草郡町山口村

孝行者

同佐領所  
天草郡官野内村

奇特者

同佐領所  
天草郡佐領村大崎

奇特者

細川越中守領分  
阿蘇郡鹿尾河川村

孝義録卷之四十八

百姓

小山清之丞

早七歲

安永七年  
濟寢

百姓助

云

早七歲

寶曆十一年  
濟寢

百姓

林次郎

早七歲

寬政元年  
濟寢

百姓

植七

早七歲

寬政元年  
濟寢

百姓

小山清之丞

早七歲

寬政六年  
濟寢

百姓

又四郎

六十一歲

寬永十一年  
濟寢

奇特者

同領

○孝行者

同領  
山麻那湯町

○孝行者

同領  
宇土那松山那大見村

孝行者

同領  
八代那中山那吉川村

○孝行者

同領  
益城那中條系系村

○孝行者

同領

○孝行者

同領

○孝行者

同領

又日那孫云

傳云湯

寛文六年  
獲英

孫次郎

寛文六年  
獲英

田那云湯

貞享二年  
獲英

次右郎

貞享二年  
獲英

傳云

貞享二年  
獲英

半云湯

同時  
獲英

熱云湯

同時  
獲英

与云湯

同時  
獲英

○孝行者

同領  
若北那津奈木那村中村

○孝行者

同領  
阿蘇那坂那那吉地村

○孝行者

同領  
阿蘇那高美江白河村

○孝行者

同領  
慈幸城下板倉町

○忠義者

同領  
王在那坂下那以備村

○奇特者

同領  
家来

○奇特者

同領  
宇土那松山那那領村

○忠義者

同領  
阿蘇那久仁波中村

百姓云子那孫

干代

十八歲  
貞享二年  
獲英

百姓云在馬

志不

三十二歲  
貞享二年  
獲英

百姓云在馬娘尼

妙花

五十八歲  
貞享二年  
獲英

町者入屋馬娘

才人

二十九歲  
貞享二年  
獲英

百姓八那云湯下男

孫次郎

貞享二年  
獲英

荒任子

久助

貞享二年  
獲英

百姓

花丸

貞享二年  
獲英

百姓住

種之郎

元禄三年  
獲英

○孝行者

同領 慈本城下新馬借町

○孝行者

同領 至名那荒尾那大崎町

○孝行者

同領 慈本城下埴原町小路

○孝行者

同領 同所

○孝行者

同領 家来

○孝行者

同領 家来

○孝行者

同領 益城那夫那江白小野村

○孝行者

同領 山麻那中村柳多之村

百姓徳善娘

大 門

正位三年 慶長

彌所久吉侍將

市

享保三年 慶長

町人備左任

源四郎

享保六年 慶長

源平兼

名不知

同時 慶長

善福者

年 助

享保七年 慶長

足輕

松本 少左衛門

享保七年 慶長

百姓

久 八

享保七年 慶長

百姓

大藏 左衛門

享保八年 慶長

○孝行者

同領 慈本城下新大町

○孝行者

同領 同所

○孝行者

同領 菊池那小河東

○孝行者

同領 至名那小田郷横崎村

○孝行者

同領 山麻那中村郷左村

○孝行者

同領 飽田那横手郷横手村

○孝行者

同領 慈本城下本坪井新町

○孝行者

同領 家来

町人

助 七

享保九年 慶長

助七妻

心 光

同時 慶長

浪人左衛門將

源 右衛門

享保十年 慶長

百姓孫七娘

法 也

享保二十年 慶長

百姓

助 太

元文元年 慶長

百姓

字 平

元文二年 慶長

町人

三之丞

元文三年 慶長

足輕

石崎 儀右衛門

元文四年 慶長

歲不知

孝行者

同領 益城郡河江郷東海東村

孝行者

同領 益城郡廻江口隈庄町

孝行者

同領 飽田郡横手郷横手村

孝行者

同領 益城郡木倉郷南田代村

孝行者

同領 山本郡小畑村

孝行者

同領 阿蘇郡小國郷西郷村

孝行者

同領 飽田郡古橋町

孝行者

同領 家来

百姓加茂島娘

三

醫者

松崎見壽

延享九年

百姓字平妻

三十八歳

延享二年

百姓

三十八歳

延享二年

便人

蒲池源次右衛門

延享四年

盲人字三妻

二十五歳

延享九年

年寄

村井安右衛門

延享九年

長柄者

三十三歳

延享二年

孝行者

同領 益城郡下本坪井町

孝行者

同領 阿蘇郡小國郷馬場村

孝行者

同領 益城郡江郷沈目村

忠義者

同領 阿蘇郡山麻村

忠義者

同領 玉名郡岡町

忠義者

同領 熊本城下唐人町

孝行者

同領 阿蘇郡内牧口宮本村

孝行者

同領 家来

町人字

多七

宝曆九年

百姓

四十九歳

延享九年

便人

松本又左衛門

宝曆三年

百姓字平妻

三十二歳

延享二年

醫者安養如平男

戸八

宝曆三年

町人茶屋住下女

三十三歳

延享二年

百姓

六十七歳

延享四年

下使

本吉

宝曆五年

孝行者

同領 熊本城下新町二丁目

孝行者

同領 熊本城下坪井町

孝行者

同領 熊本城下船場町

孝行者

同領 山鹿郡中村

孝行者

同領 同所

孝行者

同領 山鹿郡新町

孝行者

同領 阿蘇郡自牧町

孝行者

同領 家来

町

熱次郎

四十三歳 宝曆五年

町人

市

五十歳 宝曆五年

百姓

平

二十九歳 宝曆五年

町

新太郎

二十二歳 宝曆五年

新太郎

人

同領 同所

町

政右衛門

十九歳 宝曆五年

町

曾

五十歳 宝曆五年

長柄者小

花田儀

六十三歳 宝曆五年

孝行者

同領 熊本城下新町二丁目

忠義者

同領 熊本城下新町二丁目

忠義者

同領 熊本城下新町二丁目

孝行者

同領 八代郡三田錦栞柳村

孝行者

同領 同所

孝行者

同領 八代郡野津江野津村

兄弟睦者

同領 熊本城下西古町

兄弟睦者

同領 同所

町

若太郎

十五歳 宝曆五年

町人

半

七十歳 宝曆五年

町人

助

七十五歳 宝曆五年

百姓

傳右衛門

五十歳 宝曆六年

町人

為太郎

同領 同所

百姓

善太郎

五十二歳 宝曆六年

町人

七左衛門

六十八歳 宝曆六年

七左衛門

孫右衛門

同領 同所

六十二歳 寶曆五年

兄弟睦者 同領

○孝行者 同領 合志郡行迴郷弘生村

孝行者 同領 益城郡木倉江南田代村

○農業出精 同領 阿蘇郡野尻郷河系村

農業出精 同領 益城郡迴江郷塚系村

孝行者 同領 山形郡中村郷久系村

奇特者 同領 菊池郡河系郷本尾村

孝行者 同領

同

九玄清 同時 癸亥

甚 癸亥 寶曆六年

七 癸亥 寶曆七年

新 癸亥 寶曆七年

津 癸亥 寶曆七年

檀 癸亥 寶曆七年

淨 癸亥 寶曆八年

彦 癸亥 同時

孝行者 同領 八代郡高田郷萩系村

○孝行者 同領 五原郡荒尾郷宮澤村

孝行者 同領 五原郡小田郷南吉村

孝行者 同領 阿蘇郡小國郷園田村

奇特者 同領 益城郡甲佐郷津志田村

負名者 同領 阿蘇郡久任郷波野村

忠義者 同領 熊本城下河津松雲院境内

○奇特者 同領 熊本城下新町二丁目

百姓助次郎

百姓傳次郎

百姓理平娘

百姓

百姓

百姓新次郎

町人

奉旨拾物

同時

五十二歲

五十二歲

二十歲

五十七歲

四十歲

四十六歲

九十二歲

二十九歲

岩 癸亥 寶曆九年

心 癸亥 寶曆九年

也 癸亥 寶曆九年

任 癸亥 寶曆九年

者 癸亥 寶曆九年

心 癸亥 寶曆九年

半 癸亥 寶曆九年

海 癸亥 寶曆九年

○孝行者

同領 阿蘇郡小國郷西里村

○奇特者

同領 熊本城下新町二丁目

○奇特者

同領 山麻於湯町

○孝行者

同領 菊池於津川口山崎村

○孝行者

同領

○孝行者

同領

○貞良者

同領 龍田於五町郷山室村

○孝行者

同領 阿蘇郡同收郷後大系村

醫者

義仙

同領 二奉

奉書繪物卷海濱

源太郎

同領 二奉

全人

同領 八奉

基石

同領 二奉

心女

同領

心人

同領

すへ

同領 二奉

理平

同領 三奉

○孝行者

同領 阿蘇郡小國郷下城村

○孝行者

同領

○孝行者

同領 家来

○孝行者

同領 益城於松崎郷善町村

○孝行者

同領

○孝行者

同領 飽田郡川尻大後町

○忠義者

同領 阿蘇郡小國郷下城村

○奇特者

同領 阿蘇郡小國郷杉平村

百姓

信次郎

同領 三奉

いち

同領

い

同領 三奉

儀助

同領 四奉

吉三郎

同領

市郎

同領 四奉

津也

同領 四奉

作

同領 六奉

七

孝義錄卷四十八

孝行者

同領 家来

孝行者

同領 飽田郡三橋町

孝行者

同領

孝行者

同領

孝行者

同領 玉谷郡荒尾郷大橋町

孝行者

同領 益城郡小川町

孝行者

同領 玉谷郡小田郷吉野村

孝行者

同領 熊不城下蔚山町

自檢

馬淵惣吉

安永六年 慶長

町人 三所娘

里 十二歳

安永八年 慶長

里 十歳

同時 慶長

里 八歳

同時 慶長

百姓

里 五十七歳

安永八年 慶長

町人

里 三十二歳

安永九年 慶長

横井村長屋重三郎伴

里 十五歳

安永九年 慶長

町人 菊屋長屋清次

里 五十二歳

天明四年 慶長

奇特者

同領 元家来

孝行者

同領 元家来

孝行者

同領 家来 長岡郡助左衛門給 合志郡大津川赤津村

奇特者

同領 相色寺改当領分 球麻郡二日町

奇特者

同領 家来

奇特者

同領 球麻郡本山村

孝行者

同領 球麻郡築瀬村

孝行者

同領 球麻郡多良木村

足輕 中村安次郎

佐伯道明

天明五年 慶長

横目役 大場伊三娘

里 十八歳

天明五年 慶長

地筒

赤瀬傳吉

安永二年 慶長

町人

尾方孫 三十一歳

宝曆十二年 慶長

足輕

矢立松左衛門 五十一歳

宝曆十二年 慶長

百姓

里 四十一歳

安永七年 慶長

神主 緒方要人時

緒方平九郎 五十九歳

安永七年 慶長

百姓

里 四十七歳

安永七年 慶長

孝行者 同領

奇特者 同領 球麻那西裏村

奇特者 同領 球麻那初林村

孝行者 同領 家來

孝行者 同領 同領

孝行者 同領 球麻那本上村

奇特者 同領 球麻那湯茶村

孝行者 同領 球麻那西裏村

友去清身

市之助 安永七年 早七歲

八之丞 安永八年 六十一歲

甚之助 安永八年 七十三歲

小左衛門 安永八年 三十七歲 覺右衛門妻

乙之助 安永八年 三十五歲

小左衛門 天明元年 早九歲

七 天明元年 早九歲

七 天明元年 早九歲

足輕

西清左衛門 天明元年 早一歲

西吉平 同時 吉平妻

吉平妻 同時 十六歲

演壽傳左衛門 天明元年 早二歲

半六 天明元年 五十三歲

吉右衛門 天明元年 三十三歲

勤三郎 天明二年 六十八歲

上田喜助 天明二年 五十七歲

孝行者 同領 家來

孝行者 同領 同領

孝行者 同領 同領

孝行者 同領 家來

孝行者 同領 球麻那津波村

孝行者 同領 球麻那湯茶村

農業出精 同領 球麻那同村

奇特者 同領 家來

孝行者

同領 球麻那同村

百姓天右為妻

三十一歲

天明二年

孝行者

同領 球麻那同村

三十一歲

天明二年

孝行者

同領 同所

四十歲

天明二年

孝行者

同領 球麻那二日町

三十七歲

天明二年

孝行者

同領 球麻那二日町

三十七歲

天明二年

奇特者

同領 球麻那新町

三十二歲

天明二年

奇特者

同領 家来

三十二歲

天明二年

奇特者

同領 球麻那波利村

五十九歲

天明四年

奇特者

同領 球麻那波利村

五十九歲

天明四年

奇特者

同領 球麻那波利村

五十七歲

天明四年

奇特者

同領 球麻那波利村

三十五歲

天明四年

奇特者

同領 球麻那波利村

三十一歲

天明四年

奇特者

同領 球麻那波利村

三十一歲

天明四年

奇特者

同領 球麻那波利村

三十九歲

天明四年

奇特者

同領 家来

三十一歲

天明五年

奇特者

同領 家来

三十二歲

天明五年

百姓天右為妻

百姓天右為妻

同二男

町人

町人

町人

百姓

百姓

三十一歲

四十歲

三十七歲

三十七歲

三十九歲

三十二歲

三十二歲

五十九歲

五十九歲

五十七歲

三十五歲

三十一歲

三十一歲

三十九歲

三十一歲

三十二歲

三十二歲

天明二年

天明二年

天明二年

天明二年

天明二年

天明二年

天明二年

天明四年

天明四年

天明四年

天明四年

天明四年

天明四年

天明四年

天明五年

天明五年

天明五年

孝行者 同領 家末

孝行者 同領 同助

奇特者 同領 疎麻那川邊村

奇特者 同領 疎麻那川邊村

奇特者 同領 疎麻那川邊村

孝行者 同領 疎麻那觀木谷村

奇特者 同領 疎麻那護摩瀬村

孝行者 同領 疎麻那新町

星

星原庄六 天明五年

庄六妻

世 同助 天明五年

全 同助 天明六年

若 同助 天明六年

六 同助 天明六年

太 同助 天明六年

平 同助 天明七年

儀 同助 天明七年

孝行者 同領 疎麻那五木谷村

孝行者 同領 疎麻那護摩瀬村

孝行者 同領 疎麻那四代村

孝行者 同領 家末

孝行者 同領 同助

孝行者 同領 疎麻那二目町

孝行者 同領 家末

孝行者 同領 疎麻那分江村

百姓

百姓

百姓

百姓

百姓

百姓

百姓

百姓

天明五年

天明五年

天明六年

天明六年

天明六年

天明六年

天明七年

天明七年

物 助 天明七年

樟 助 天明七年

茂 助 天明七年

平川 差八 天明七年

平川 傳内 天明七年

貞 若 天明七年

十右 若門 天明八年

源 七 天明八年





よるおれえさう月にく母の衣を暖めぬらふとあふ  
 こころ涼しくしむ文おのめくをたれよんこころ  
 むふ衣をぬきて母にくく衣を温湯にぬく  
 て衣をぬく母をぬく母をぬく母をぬく母をぬく  
 女抱く衣のけしきもふらふ母をぬく母をぬく  
 うせめおは葬のころとらふもさくおにんこ家  
 に入るとは日おふおの母をぬく母をぬく母をぬく  
 きこゆらる日おふおの母をぬく母をぬく母をぬく  
 こころおの母をぬく母をぬく母をぬく母をぬく  
 とらふおの母をぬく母をぬく母をぬく母をぬく

母をこころせさうお子孫きて二人扶持とんと母を  
 孝人玉府よりけしきとぬきとぬき

孝行者甲申年

甲申年湯とさうお松山乃御大見村の衣をぬく母を  
 おくろを父を養ひて孝とらう朝夕れ食ふ心をつけ  
 てこころ試みぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬき  
 例おぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬき  
 ぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬき  
 おぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬき  
 まぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬき

白はすものへ朝とく起夜をゆりしといぬ世にハくある  
 といと死せんも役なり又をたる人をして下敷申す  
 せんもなきあふ次とく志をもす父乃志をい海して  
 善へゆく成らぬ人を後と好く起居をきまけ茶  
 粥をすすめたるを信しゆの由に四人をすくハそ私  
 外より申す私をとりてより飯を炊き湯をさし  
 せんと私を思入りてより公法をもちて年れ  
 貴に怠るに納りをけりてくふじりのあせハ人  
 よりめりあへて納めをい僕を責とくよりあれと  
 家れより和れ睦く一村乃の由暇けりさせら

貞享二年六月頃まつりと養義とて年六ふ小並  
 ととくく成らる世ぬと好ち父八十歳に河をあて  
 けりよりせめくは回船を揚りてそのあせりて  
 志より後と物をとくより養をいあてとて  
 孝心の為事をかけきとをん

孝行者傳之

孝行者傳之

孝行者傳之

孝行者傳之

益城郡中山の御系原村の百姓日一人の足才あり見ん

傳へて次々たるは勝次ハ此も勝次は又言馬とつて自家  
 との小回所日つとせむと各事をもちしつて父をさだ  
 けしむる母はあり母はく佛法を信しつて子り  
 寺はありてんを又も言をてしゆむるやふいされ  
 ち宅地の中は堂をけしつて佛を安置しつて此  
 子と娘とをふかくお夕日あひゆきしゆてを  
 ちの寺に母の言をちと定りて日人のうちをち  
 く小言ひて母の心は安んじつてやふをくち各  
 家もく調きつ物此初穂をもちゆきてすく先娘  
 りの品は必りしむ見せしむにちりけし母の言を

ゆねてつけゆきと又必はくゆきつて母乃心未れ子  
 のちま勝りつていあつるを思入ハ見せしむはね  
 ちま勝りつて此地を買との地より出ると此買物  
 づんの方より出ると此地は又ま勝りつて人耕さ  
 て母乃言ひの科にさうな傳へて此乃親を言ひ  
 してちれも又まよ此母のこくにあきり見せしむに  
 此乃出るとけし必しあふとまきいれ教をいつち  
 ちと人は志をさるもの言にきつてちる事あつんも  
 ちあつてつとちち事れあつん母乃言ひあつて  
 てはゆきし遠途ありてあつてちあけまる事

心をくわへて世にひきあらん人別を成せしむるも夫婦二人  
 同家の志ありて異ならずは其の責も人小先とて  
 納め兄弟此うち名作してをく向くものありて互にを  
 まけし債ひ納む貞享二年頃主より徳兵衛とて  
 兄弟の忠小年とてに義とてせしむる室永二年の夏  
 母九十にしてうせめくはとれ義成くしててんとて  
 にありありとてしよとていつく次孝行を賞してとて  
 しくのよれとて人の命あらんおとすはうもよとて  
 してふくけり

孝行者ちよ

ちよ八芦北郡津奈木此郷中村の百姓者十郎り孫  
 ちよ十郎り娘は次郎右衛門とて一階とてしてちよを  
 う兄弟ちよ八六七歳に於て父治郎忠孝の痛よわ  
 けて農事れつと先もちよわくくもれ里にうり二  
 十の海へちよちよとて母とてをぬ祖父の者十郎八十  
 六歳小ちよちよとて九歳とてとて祖父れ知くちよ時  
 く農具は持ちあててくひ初とて義にうりく祖父  
 をたよけ日暮はちよれと又畑はゆたか祖父をせしむ  
 りひ海りちよとてや人とちよにちよとてて孝心しんく  
 あつくとてけしとて田を耕し畑をうち茶をうつと暮は



て人につく人かこつ力此及ぬをわたりはくありん  
とせといふ事於一とを芦北郡なるつひに領主の務  
をわたりさく業をわたりしにちよもを業とりけ  
し祖父母日此をせめてこを其の實葛の根をこい  
ありわが事とも能主にせよとく貞享二年六月  
手にに業をこてくをありし時年十八なりを  
里北長つてわたりしをせ礼村の森に次とりの  
を請りてちよいりつをせ田畑をもありてありて  
心をこく祖父母をせむ祖父母老衰へて歩むる  
ありねえちよハ背おひて背もを海りてををり

祖父は元禄十二年に八十九歳よく死せり

孝行者妙女

妙女と申蘆郡南々森の御白河村に在屋七を為  
娘より久き侍屋系を侍とり二人此女あり母は妙女十  
二乃時より父と四十とありて病にうせ村に役  
とつて先うぬく髪をそり名は教閑とわらため家  
の事ともおきせられ日々に食くありゆれしと妙  
女むせられつてしりて孝小父此例よりてせり  
しをそりめちりし人ともせよ及ひて家の事  
心を月月初とせとわたりて妻へたる家と起

て母の病を治すに男女をわかれしめしむるに父の  
 物々乃食はらざる相しむる先年頃より是すく  
 時と水をとく湯をとくしめ下痢の子をうけ次親  
 こそめのおまわりて外にあらん事をせしむるに  
 父の年をて病入るくつきたれは日進進にありて  
 昔もすいた胡夕のまむりあつとく志うせ次父乃  
 良八十もその延室八年にうたふ時にもお十三歳にお  
 つくはれお年嫁とて入るはあつとありしと志ひより  
 ておつと髪をとりて尼とあり名を妙衣とよへり  
 貞享二年頃より良おと小某とてとくしとありて

その孝行賞次

孝行者まゝん

熊本の城下板倉町に唐丸橋とつふのありまゝん  
 をりて兄と名な是れ身を活助娘をまゝんとつふ兄  
 とおつと小娘とて死くおは家にありてとぬまゝん  
 人につへし母れ病はゆして起す小をわじとて  
 以益田氏乃りていつと居しとれしとの人を慈しめ  
 ちひしむ人をもあはれをせしめ代をゆかりと  
 眠らせりまゝんは家にゆつとれし又母れ病はあり  
 て母の病をすしめ二役の時抱をかりてはせり

物と日とに洗ひこゝ先母の如くゆくとつて  
 夜中こゝへも背むらひ出たりせりこゝも  
 ありて人のためは烟草の葉を乃人又白人は  
 洗ひ或は織物するをたり其賃錢とゆく父母を  
 去りて此のまゝに母とあたりしこゝへ  
 く是をこゝに懐かしくあつて夜中こゝへ  
 衣を縫ひぬる時り今もあつてこゝへ  
 て母乃とに如く己をこゝへ入て活外  
 痛十とくあつて活かす父もつて  
 引もあつて福く町乃らちの番小屋よ

事とつと先こゝへ先母の如く火桶に火を  
 つて又は粥を煮茶をいれりあつて  
 申も二とあつてこゝへ父は酒を嗜  
 實り中よ来りゆく一日をすりあつ  
 に父も又痛くあつてこゝへ父は今日  
 事ゆきをれてまんとせんこゝへ父  
 かりにつけて賣りてこゝへ父死  
 寝たりあつてこゝへ父死  
 後尼とたり名氏貞正とありたり父  
 母とつと

忠義者孫次郎

孫次郎ハ玉名郡故也其父川崎村の民なり其父は  
 頼主乃家士立石氏の家なる故渡邊氏小つて人  
 立石氏故ありて孫にまさると大坂の孫をたれは渡  
 邊氏と山麻といふ所はかくれ醫業を以てせむと  
 せりてれより孫次郎ハとう里乃新右衛門といふ者に  
 ば入れり其物を傳りて渡邊氏とたしけり又新  
 右衛門の首をうけりて苦しくり孫次郎のみも小  
 志の心を以て立石氏につて七年の月代を以て大  
 志成りてのふより新助の海に首をうててこれ八

年ついでそのを人につて人をしてその責成を以て孫次  
 郎のこ立石氏は信じて身代を以て傳ふるなり其  
 乃其とてを以てして新助の子れをひりやとてありし  
 うは孫次郎は妻ともむりふといふは志を以て人ら  
 新助の子れ八郎を傳りてとてありて其妻とて見たりし  
 新助死して後八郎を傳りて其妻とて見たりし  
 りにせり人をつて人妻ふみふ孫次郎とて見たりし  
 せり小孫次郎とて見たりし義へて耕作乃弟もさ  
 かりて或は馬草をうりてうりて又は市に物とて見たり  
 又其人に信じてるなりしに其妻とて見たりし

三石氏と私志を感じて親はよく孝なうら子に  
も入あれと交代乃主人につけて世を志をつくせぬ  
ものともみと秘をこころばあつていふやうな故主  
にさういふく貞享二年よりとまふとありあはれ  
八節を晴見す所の代をも贈ひとせせり

奇物者私友也

長尾渡の一字と福松山乃銀河領村の庄屋なり人々  
なる孝なりして慈恵ぬくやういふものもさうい  
ふものもそれ民多く離散しとあはれなりあはれなる  
をさあはれさういふ心をさうしてとまふと贈りせん

をさういふ食の日の数まことたはささやいあうら  
いさ時うらさういふは或は最後をうけてそれ信ひ  
とさういふあはれに信するものもさういふの代を  
かしてあはれやういふ又八馬をさういふやういふ  
をさういふさういふ年月さういふと稱して民あつたり  
田野ゆけさういふやういふ温夜ゆけ  
さういふ近江村さういふのまうさういふと私志を神  
佛より新なりと英をさういふと日と隣乃とそれさ  
や隣をさういふと比村よりあうら一人をさういふと  
そさういふに幸かひあはれなうけさういふ庄屋の夜と

解せんことを於日村乃らちの老婦とてくじら事推  
 子れ母は志くすむらうしを行ひを志ありて領主  
 に告んとす事ともやれうつはれ志はあつと云ふ  
 て志をけりしを終に領主にめせ申すて貞享二年  
 松左衛門の身を終るまゝあ作らぬ田の貢をゆふ  
 し又民にういあえん馬乃代ともとせうと云ふ

孝行者たけ

たけと慈孝北城下新町乃馬借町とてり於徳兵衛  
 う娘たうり千四六歳の時うり父病うゆしておと居も心  
 に生れを治家りてうり食くともわが乃燈もまゝあ

かくく日ちうり小を死里にゆき人のつらむとてあはれ  
 を甚しひ父酒をぬきしうは走し中めを求てん  
 じとれと母もあつたけと日あやもあつう髪をさら  
 て尾とちうりしうその髪をくうけりあれとある世人の  
 かりてをうりてをとひるに十七にあはる女れ父を甚極  
 きを死うりつう切あらせうとてうりては人うり涙  
 おとせしとて法由は領主にりせはえく正徳二年  
 三月之入枝おとせれ茶とてをいひ乃ちうり小書とて  
 たり

孝行者者市

後市は玉名郡荒尾乃々大橋町の漁師之を誘うふり  
 家賣しけしとよく父母いつ人何もいそもいそ  
 たうあひねり酒を嗜むれど日あとも舟由也  
 めもあす元也ぬじといふとものしるもさう或は飲と  
 いふともと事さう後市二十歳乃以妻をさひ入し  
 と秋妻もゆり下り舅姑もつ入里父母志んく佛寺  
 に詣んるもさやといふともまき足りのあれは後市ま  
 の父をおひて舟さうゆとさくゆり又母はあひゆけり  
 ゆり時を又ゆれといふ日るに漁獲も出ふといふも  
 多く得りて父母乃心をなとさうさうゆりあつてさ

父母乃例をさくゆりあつて後市舟も出んとさうゆり  
 うらそをれくのりそを父と母後をもげといひ母と  
 弟履をととめといふゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり  
 是より草履もゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり  
 いりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり  
 さうゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり  
 天の骨あつんといひゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり  
 拙もあつといひゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり  
 ともも父さうといひゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり  
 ぶりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり

七歳より母を侍りて母を養ふ事乃て今日れ天報ハ  
 沖ちそらけきことりあはしむるは思入と父の教入  
 たり世むじんとと思ぬまうとくわらぬことりいさ  
 されともいほのねと徳入にまこととてまうとふう  
 ちと孝感のつとほおまうとくわらぬ乃魚の中を  
 ぶれをくらうらひして父母にそまうとてのゆまぬを  
 ぶさささるる享保二年二月領主よりと褒めたりと父  
 授けしこととまをあてり母は七十四もく日八年に  
 死し父は八十五歳よりあ回十二年にうまの故市月六  
 とお志目小墓よりゆりて佛よまをいへりといさ

なく延享五年此二月母の二十回忌を市ひしれ幸はか  
 けり人あは日小あひぬるる行乃よりあまうことりいさ  
 んきといひ今死をぬとてのこれかおひなうとていさ  
 果しとあまを丹乃うちにかくまうとて幸七十二なりあ  
 二人あひしていさ孝心深うりしうとくわらぬ父のね  
 といはあひして母にうけいさなり母れ年老くと病いふ  
 一匙居ともなりとていさ八年とあつとていさ朝夕乃  
 食もいさうとていさあすく免好む雨のぬれを必りいさ  
 最貴といさいさとも母れ即ち日ハ終末地火をうけ  
 七測日ゆいさいさあ入りいさうけ付はうとていさ

母代をらむをさしつゝめ次冬は替夫としてあつて出  
 長とあつてさう涼うゝじ農事の時さうきけを  
 親つれ尾を存して母をさうをさう者左馬の父乃墓  
 石左の側小あつて牛馬のをさしめあつてさうと  
 うせ入其二十五年は志又あつて一時志撰にて改め  
 葬つて又さうに葬つてたつてあつてさうとさうと  
 志日とさう小香祀とゆへつゝあつて英永八年六月願  
 主より獲つてつゝあつて持持をさうとさうと

孝行者久八

久八は益城郡赤松乃の荒谷村の貧民なり父代

理助といふ母を母といふ小世村乃九を勝といふおめめ  
 妻乃妹をさうしう理助に嫁して久八と女子一人と  
 兄弟久八六七歳の時より父を養へてゆへあつて  
 妻と養ふへつゝさうとさうと女子をさうとて出くやうし  
 うは妻はせんうぬあつてさう初を娘をつとて湯屋急  
 村の八助といふ小再嫁せり久八と又と二人をさうと  
 二二年毎く父つ井にうをぬうて八助と久八と  
 へるれをさうとさうとさうとさうとさうとさうと  
 つゝ家つとつゝ貧くあつて八十二歳の時より人に仕  
 へるせつゝと後母あつてさうをさうとさうとさうとさうと

久八年公乃暇をとりて志をく家をおくつて公  
 の別業を公にむけしむるれとてその勤をうけて自  
 志をたうすはわつてあま立居も心乃まうあつぬよ八助も  
 又病もゆへもせとせんとあつぬ母氏出くをせりて  
 公乃久八は杉人につくつてつてつてつてつてつて  
 償ひ母よりつけてせつてつてつてつてつてつて  
 九去病つてつてつてつてつてつてつてつてつて  
 母と公ひつてつてつてつてつてつてつてつてつて  
 つてつてつてつてつてつてつてつてつてつて  
 出たつてつてつてつてつてつてつてつてつて

妙専寺とつて公乃孝法門をなつて居る毎日公乃母を  
 背むひ出く物をとひつてつてつてつてつてつて  
 をたつてつてつてつてつてつてつてつてつて  
 けつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて  
 髪乃毛をぬくと痛ふつてつてつてつてつてつて  
 けつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて  
 志を感する次乃公此秋のつてつてつてつてつて  
 て公をあゆみ又その年の言つてつてつてつてつて  
 あつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて  
 つてつてつてつてつてつてつてつてつてつて

ふりあはくは百姓小なりけりごと

孝行者大希右衛門

大希右衛門は心麻郡中村の御多久村乃貧民なり  
父は甚だやうし母にづかふあはれ知さう  
りせうし出ふも母の苦よまどつてくうめい  
しゆれしをゆらいてく帰つてをれむどのふ母  
乃昔後とら時と門のおまゝ背おひゆれ母れ佛お  
にあらうらハ其ハあふとてきくくわうしめりそハ  
せと又門よりおひくせうつ種よ松葉をむらひ凡  
本をどらして市にむられを價をゆく母はやうま

珍しくき味の物あれを求りゆくをくむさうぬあり  
はくして薪をむへとよみかみぬく船夕乃烟もた  
えまおらもあ食物乃そらけり事何とたこはふ  
お孫くし乳を思ひそく母にのこくせしては事と  
志しりけ次はは火袋をさしてあてめ又さこう衣をぬ  
いて母に加へその身ハ甚業乃やと胸をうつと居る  
志う於ふまこれ春やけりも母は甚業ふへとよみ  
うまけとら背よおひく熱おじゆと終日踏乃不  
とるしとぬよひ夜を白河の橋乃下も甚業も於  
ゆり身もと母をいつかりゆつてくもやれつ子な

ら次秋風の着けはるに母の病もやぶるこゝろなりけ  
 んゆゑ人とついでに病も癒へて少くもこれと任へる  
 所をあらねばならぬ。此の病も癒へて少くもこれと任へる  
 乃冬願主よはええと二人の技指書をいひつゝ大御  
 右衛門と悦びて先家返つて少くも母とを癒へる  
 の食も心おまへにすじ母の多小酒をあの先は  
 をくくして好む。又よふかく湯をいひて  
 身をつらく先必酒をいひて少くも癒へる。同日十五  
 九月はまより母病より一々れを醫業に力をそ  
 せうとせらるゝとたゞむ日をいひて少くも癒へる。

八十二より太帝右衛門のうたけさ大いなる病なり  
 をいひて七日に病癒へる。墓の側より  
 日く小香苑をいひて家じうりてはたかく母れる。此  
 乃事の志はる事なり。

孝行者助七

助七は徳本の城下新大工町乃若ふり菓子をい  
 ひて世に名をいひて父をいひて死して少くも  
 母をいひてこれより母乃志はる。孝に徳人とついでに  
 母をいひて少くも癒へる。助七は母をいひて少くも  
 いう事なる事なり。又は病癒へる時なり。

心小母のせむしに於て母家にあつて菓ふどう  
 ぶり助七の種は其價をふとせむしとの買人れ  
 多くしむ母乃收らんると思入をうり又ふり  
 出りてはくををいひやれ童歌ををうりや錢を  
 あつて菓子をうりせ母はして收らんじ助七  
 う妻を又姑にうりつるなり母もしく浴む事  
 ぬきとせし助七者小湯をまうけせむしと姑  
 じまうせ浴むる時助七いぬを物け妻をうり  
 せを於をりち片手に抱り飯をりちて例はあり  
 ちれ母れ膝にぬかれをせむしつるれをる事ありん

時乃を先とせばさう若北日南久の湯と菓湯あり  
 とせむしと道なきせむしとむりもむりつと母のつる  
 とせむしつとやせむし事なる今霜とけ出をらふ  
 時日の夕まはむしつとゆらんとも夫婦もく駕籠  
 を乗しつとせむしつとせむしつと後明ぬをゆくと  
 せむしつとせむしつと行るありとも世は日よつと  
 いはれつとせむしつとせむしつと昔母との入替は  
 て世にふり日南久もてせむしつと十二三里もあ  
 らんを男ともあせ女乃めよとあむらつと結  
 とえらじ世の心を已解せんともその妻はか

又此母の患老に病もくつりぬきとて老より病る  
 疾乃ちよ和らう如く業をこしんとおとす蒲団を  
 巾を縁支ぬともい側をよむれとてつゆつりぬ  
 つさけり享保九年九月頃まゝりて寝養して年六  
 と小童とありふるをこむ子を傳へし我れ家貧く  
 して母は養ゆるとて病もくつりぬとてのむ不  
 ゆるを何なりとゆありて孝行をとりつりてとて  
 寝養をもうまへんとて思ひこむにむとて寝養  
 ふうしつりぬものを法て辞とらるゝ世礼乃罪あり  
 としゆりてきつむふとあせせとて人來りては

を賀されをいとぬせく極く思入ふとておれ  
 おまわりつりぬ母の年七十二とてお助七年  
 しくお母は辞せんといふとておれとておれとて  
 とせつとて

孝行者法也

法金と名那小田乃横濱村の百姓孫七と妻あり  
 孫七と名病りつりぬとておれとておれとて小  
 て老をぬぬをとりとて法金を肌をぬくと人れ家も  
 ありと小童とありとておれとておれとておれとて拾  
 ぬと人れつりぬ又は人小童つておれとておれとて

を養ひしに享保十七年の夏孫七は病におもはれつゝ  
 兄弟ともいささかして死して子もあらずしに四十日を  
 たゞ住み家に居るに病はもとむるにいと苦しむるに  
 姑乃幸をてそのとせしめられたるにいと苦しむるに  
 と申すにあつたにいと苦しむるにいと苦しむるに  
 姑乃娘乃も病にうつりて死すにいと苦しむるに  
 一と二と三と四と五と六と七と八と九と十と  
 十一と十二と十三と十四と十五と十六と十七と十八と  
 十九と二十と二十一と二十二と二十三と二十四と二十五と  
 二十六と二十七と二十八と二十九と三十と三十一と三十二と  
 三十三と三十四と三十五と三十六と三十七と三十八と三十九と四十と

又は養ひし孫七を色々と申すにいと苦しむるに  
 一と二と三と四と五と六と七と八と九と十と  
 十一と十二と十三と十四と十五と十六と十七と十八と  
 十九と二十と二十一と二十二と二十三と二十四と二十五と  
 二十六と二十七と二十八と二十九と三十と三十一と三十二と  
 三十三と三十四と三十五と三十六と三十七と三十八と三十九と四十と

くもあらしうあけ時法を例乃おをのらてお天と  
 又ふあすはる田尻氏の墓にゆたつこの家の  
 母うさう孝行をう事をとつて物まうけん人うい  
 とれらういふ事とてこれとゆえういふれ家うい  
 せうりしとて月二十年三月領主うう徳治うい  
 枝おあはあういといそれう人のおううう  
 ういあ後始をゆく業の志ううう元文五年の  
 夏七十八歳ゆううせめうあははわうあうい  
 けゆれうあううい息を絶ううあひ記うてを  
 葬りて孫をとい墓に志ううの石をうあは

乃枝おあはあうい程うゆふうをけり

孝行者助太

助太うい鹿那中村乃う在村の百姓助市うふたう  
 初くうい父母に孝をうういあうあもそのい  
 にうあう事うう十歳の時父とうういあうい  
 ういう母にうけ入うう病多ううううい  
 家小あうてまういけ或うたあういあうい  
 病をういあうう一歳をういあういあうい  
 の年れを母又ういあういあうい助太をうあ  
 うういあうて記部をうあう二便のうあう

汚しをうらみれをうらみつゝ洗ひてより家賣をれも  
 醫藥乃類をのましく求先好り終りのハ必しくむ  
 世成りては海をよすりおそむハ遊遊人法教に後  
 まれとれ賃賃をゆるきぬとて人こそ母れなりけ  
 んふうとて一日の中に二二度ハ家をかへり見さ  
 る事ふつと教半とれ賃賃もあて人にをたつこと  
 ちやとれをゆるきぬとてあて人のいさむち推入  
 ゆりて母にさくじあふ日人来たつて住りしとつあふ  
 らくゆつ福人をなせささく今日あへ母れ病とる  
 ちやとれをゆるきぬとてあて人のいさむち推入

いん事をとてせしてあり指さしていんに人との  
 孝心を感へて教家の意より幾たあ相ありし  
 とれ畑ははくれ物もあ母乃じ移日まうせしと  
 せ其教へよまこいんち子とつていんちとつ  
 らくいんは皆人種をりあ人こそ必母よ同  
 てまか乃教を定むとのつ教乃とくふれとて  
 に教をゆへにまこいんハ利往とてあてぬ愚たふ  
 りおふりたあてあてあてあてあてあてあてあて  
 あてあてあてあてあてあてあてあてあてあて  
 と人こそ感へてあてあてあてあてあてあてあて  
 松尾乃

社ありてその素より秋篠枝やうれするありて人多  
く集りて一に主支助太く家母のまじりて苦勞  
尚を慰めんとして其心一に母れをうり敬にあつて  
まじりておろんとて出仕つてよし人私交りをもかき  
髪ともゆるりおろきく母れ例ふ乃てまじりては里  
人より孝行故とて呼ぶか元文元年正月領至り  
褒美して扶持米をあつた

孝行者宇平

宇平は他郡横子の横子村の貧民なりて父を清  
右衛門といふ宇平初を時お江戸にゆきて病を病

久しき故に久しき事お宇平屋うく人とあ  
小志こころむて孝に深くおまじりて家貧し  
おまじりておまじりておまじりておまじりて  
後をきくし人年二十ありて人子従ひて江戸に  
飯を父をとりおまじりて養ひしつて種おまじりて  
てらやめをのち母し法うり事あつて教あるを  
おまじりておまじりておまじりておまじりて  
乃ておまじりておまじりておまじりておまじりて  
おまじりておまじりておまじりておまじりて  
おまじりておまじりておまじりておまじりて  
おまじりておまじりておまじりておまじりて



やとく姑を甚く切を悔をわらうたてし母のあは  
娘とらるるより一延享二年四月姑をうとむるに  
は久く奉れ領をよす方えに姑よあましく着と  
年乃六月より又婚よとらうとて

孝義録卷之四十八

